

平成30年 7月13日

公益財団法人 金融情報システムセンター

第1回 金融機関におけるオープンAPIに関する有識者検討会 議事録

I 開催日時：

平成30年6月7日（木）15：45～17：20

II 開催場所：

FISC会議室

III 出席者（敬称略）

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
座長代理	淵崎 正弘	株式会社日本総合研究所代表取締役社長
委員	安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 京都産業大学法務研究科客員教授 ・法教育総合センター長 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）
	上山 浩	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士
	多治見 和彦	株式会社みずほフィナンシャルグループ デジタルイノベーション部次長
	廣田 祐介	株式会社福岡銀行 IT 管理部長
	吉本 憲文	住信 SBI ネット銀行株式会社 FinTech 事業企画部長
	小梶 顯義	（代理出席）第一生命保険株式会社 IT ビジネスプロセス企画部部長
	高田 仁志	（代理出席）損害保険ジャパン日本興亜株式会社 IT 企画部システムリスク管理グループ課長
	大内 康弘	（代理出席）野村ホールディングス株式会社 IT 統括部ヴァイス・プレジデント
	Mark Makdad	一般社団法人 FinTech 協会理事
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード取締役 Fintech 研究所長

	轟木 博信	株式会社 Liquid 経営管理部長 弁護士
	村上 隆	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第四金融事業本部 企画部シニア・スペシャリスト
	藤井 研一	株式会社日立製作所金融システム営業統括本部 事業企画本部金融イノベーション推進センタ担当部長
	宮川 晃一	日本電気株式会社金融システム開発本部 金融デジタルイノベーション技術開発室 シニアエキスパート
	梅谷 晃宏	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 セキュリティ統括本部長 CISO 担当
	廣瀬 一海	日本マイクロソフト株式会社 クラウド&ソリューション事業本部 インテリジェントクラウド統括本部 Azure Technology Solutions Professional
	荻生 泰之	デロイトトーマツコンサルティング合同会社執行役員
オブザーバー	向井 ちほみ	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 企画調整官
	片寄 早百合	金融庁検査局総務課システムモニタリングチーム長 主任統括検査官
	加来 孝宏	日本銀行金融機構局考査企画課 システム・業務継続グループ企画役
	河本 哲志	(代理出席) 経済産業省商務情報政策局 サイバーセキュリティ課課長補佐
	豊重 巨之	(代理出席) 総務省情報流通行政局 サイバーセキュリティ課課長補佐
FISC(事務局)	細溝 清史	理事長
	高橋 経一	常務理事
	宮城 充良	総務部長
	志村 秀一	企画部長
	大澤 英季	企画部次長
	小池 信夫	調査部長
	郡山 信	研修センター長

#### IV FISC 細溝理事長 挨拶

○細溝理事長 FISC 理事長の細溝でございます。委員の皆様には、ご多忙の中、本検討会の委員をお引き受けくださいましたこと、心から御礼を申し上げます。

当センターは一昨年から「金融機関における FinTech に関する有識者検討会」、それから「API 接続先チェックリストワーキンググループ」を通じて、FinTech に関する安全対策のあり方を提言し、これを推進してまいりました。この過程で、金融機関と API 接続先が、お互いの安全対策の実施状況を適切に把握するコミュニケーションツールとして「API 接続チェックリスト（試行版）」を作成して、昨年6月に公表いたしました。

このチェックリスト公表後、1年が経過しておりますが、銀行と API 接続先の双方において、そのチェックリストが着実に活用されております。このチェックリストを使っておられるユーザーの皆様方から、現在の「試行版」に対するご意見あるいは改善の要望といったものをいただいております。

そうしたことも踏まえまして、このチェックリストをより多くの関係者の方に、より一層有効に活用していただくために、ユーザーのご意見やご要望、あるいは本年3月に安全対策基準の全面改訂をしておりますので、その内容も踏まえまして、チェックリストの確定版を策定したいと思っております。そこで、この有識者検討会を立ち上げることといたしました。

今月1日には改正銀行法が施行されまして、金融機関、それから FinTech 企業の双方において、今後、オープン API を活用した取り組みがますます活発化するだろうと期待しております。ご検討していただくに当たりましては、システムの安全性を確保することと、オープンイノベーションの成果を最大限に享受すること、この2つの両立を目指してご議論いただけることをお願いいたします。

以上、開会に先立ちまして私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

## V 議事内容

### 1. 【議事1】本検討会の運営方法

○岩原座長 ご指名により、座長を務めさせていただきます岩原でございます。どうかよろしく申し上げます。

それでは本日1つ目の議事に移らせていただきます。本検討会の議事運営規則について、事務局の宮城総務部長よりご説明をお願いいたします。

○宮城総務部長 それではお手元の資料2-1「金融機関におけるオープン API に関する有識者検討会運営規則（案）」をご覧ください。この規則は、私どもの主催しております委員会あるいは有識者検討会の規則、並びに中央官庁が作成された各種委員会の規則などを参照し、策定したものでございます。

まず第1条は、総則的な規定として、検討会の位置づけ並びに目的を定めております。

第2条は、本委員会の構成についての規定となります。具体的には、委員、座長、座長代理、オブザーバーについて規定させていただいております。なお、委員及び座長の委嘱、オブザーバーの依頼につきましては、理事長によるものとなります。

それに加えて、委員及びオブザーバーご本人が出席できない場合の代理人、同行者の帯同についても定めております。また、座長代理につきましては、万が一、座長がご出席できない場合に備えまして、座長が指名できることとしております。

第3条は、検討会の運営に関する規定です。第1項では検討会を座長に招集いただくこと、第2項では検討会の議長を座長にお願いすることを定めております。

第4項は、議事資料についての規定です。資料の記載内容に関し、機密性が高いと座長がご判断された場合、また、同様の事由から配布範囲を限定するよう、資料提供者の方からお申し出があった場合、傍聴の方への資料の配布を制限させていただくこと、席上回収をさせていただくことについて定めております。

したがって、資料をご提供いただく方におかれましては、配布範囲の限定あるいは席上回収の必要がある場合、その旨を事前にお申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ページを1枚おめくりください。第5項は議事録、第6項は当センターの会員向けの

情報開示、第7項は非会員向けの情報開示についての規定でございます。以前の「金融機関における FinTech に関する有識者検討会」におきましては、対象を会員にとどめない、踏み込んだ議論を行っていただき、議事資料及び議事録については、当センターのホームページにて一般に公開させていただきました。本検討会につきましても、議事資料と議事録をホームページにて一般公開させていただきます。

ただし、資料につきましては、先ほどの第4項にございました、配布範囲の限定あるいは席上回収といった制限のないものに限り、掲載させていただきます。

また、議事録につきましては、情報保護を講じた上で掲載させていただきます。このため、委員、オブザーバー、資料提供者におかれましては、議事録の調整段階におきまして、黒塗りなどの措置が必要な場合、その旨をお申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

第8項から第12項は、本検討会にワーキンググループを設置することに関する規定でございます。

第4条は謝礼についての規定、第5条は傍聴についての規定でございます。

第6条は、機密保持に関する規定です。傍聴の方を含めまして、検討会の参加者全員は守秘に留意することを定めております。皆様、機密保持につきましては、くれぐれもよろしくお願いいたします。また、先ほど志村からもありましたとおり、無断での録音、録画、撮影等につきましては、お控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

第7条はクロージングに向けてのプロセスについて定めております。検討会での議論が熟したと考えられるときには、座長にこれをご判断いただきまして、検討会の討議を経て最終報告に至るという手順でございます。

最後の第8条でございますが、こちらでは、本規則で規定するもののほかで検討会の運営に関し必要な事項は座長にご判断いただきますこと、また、検討会の事務局は当センターの企画部が務めることを定めております。私からの説明は以上でございます。

○岩原座長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご質問等がないようでございますので、ただいまよりこの規則に則って議事運営を進めていきたいと存じます。

また、運営規則の第2条第4項に沿って、万が一、私が会議に参加できない場合に備

えまして、座長代理を瀧崎委員にお願いしておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

次に、ワーキンググループの設置についてご説明します。今回「API 接続チェックリスト」の改定内容を具体的に検討する場として、本検討会のもとにワーキンググループを設置したいと考えております。これにつきましては、事務局の大澤企画部次長より説明をお願いします。

○大澤企画部次長 それではお手元に資料 2-2 をご用意ください。ワーキンググループの運営方針等についてご説明をさせていただきます。

運営方針は、今お話がございましたが、この「本有識者検討会」の指示に基づいて「チェックリスト」の確定に向けた具体的な検討を行うことと考えております。

有識者検討会で本日ご審議いただきます「観点や対応方針」「手順」などに従って「原案」を検討していく場と考えております。

検討状況については、この有識者検討会に適宜報告を行い、必要に応じて追加的な指示を受けることとします。

作成した「チェックリスト」につきましては、有識者検討会に上程させていただいて確定していただく、そのように考えております。

資料 2-2 の別紙に委員候補の方々が記載されておりますが、現在調整をさせていただきます、こういった方々をお願いしようと、事務局としては考えております。

簡単にポイントを申し上げますと、まず別紙の上段に記載しております金融機関の方々に関しましては、今回議論になりますチェックリストは多くの金融機関の方にご利用いただくものですので、各業態からご出席をお願いすべきと考えて調整させていただいております。具体的には、全銀協様、地銀協様、第二地銀協様、全信協様にご相談して委員のご推薦をお願いし、ここに記載の方々に今ご調整させていただいております。

それから別紙の中段にあります FinTech 企業様に関しましては、従来からこのチェックリストのご検討にご参加いただいている方々を中心に調整をさせていただいております。FinTech 協会様と相談させていただいて、記載の方々が候補になっております。

あと、IT ベンダー様に関しましては、従来からこの件に関してご参加いただいている三名の方に、ご本人様にご出席いただくように調整をさせていただいております。

なお、ここに記載の委員の中で、住信 SBI ネット銀行の吉本様、エヌ・ティ・ティ・

データの村上様に関しましては、本有識者検討会の委員でもいらっしやいまして、ワーキンググループにもご参画いただいて、有識者検討会とワーキンググループの議論をシームレスに進めるために、さまざまな面でご支援をお願いしたいと思っております。

オブザーバーに関しましては、金融庁様、日銀様にお願いをさせていただいております。

資料2-2に戻っていただきまして、ワーキンググループの開催予定でございます。本日のご審議内容によって若干変わるかとは思っておりますが、おおむね1カ月に2回ほど、隔週で開催するぐらいのスピード感で考えております。

そして、8月の上旬、それから9月の下旬につきましては、状況報告等を含めまして有識者検討会に報告をさせていただこうと考えております。ワーキンググループの運営は、このように考えております。以上となります。

○岩原座長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明に何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。特になければ、2つ目の議事に移りたいと思えます。

## 2. 【議事2】「API 接続チェックリスト」の確定に向けた検討方法

- ・「API 接続チェックリスト（試行版）」の活用状況等について
  - 株式会社福岡銀行 廣田委員
  - 株式会社マネーフォワード 瀧委員
- ・「API 接続チェックリスト」の確定に向けた検討方法（案）

○岩原座長 議事2では、「API 接続チェックリスト」の確定に向けた検討方法についてご審議いただきたいと思えます。まず「API 接続チェックリスト」の活用状況等について、福岡銀行の廣田委員及びマネーフォワードの瀧委員よりご発表いただきます。その後、事務局から『「API 接続チェックリスト」の確定に向けた検討方法（案）」をご説明いただき、審議に入りたいと思えます。

それでは福岡銀行の廣田委員、よろしくお願いたします。

○廣田委員 (内容略)

○岩原座長 廣田委員、どうもありがとうございました。ただいまのご発表に関するご質問は、瀧委員のご発表後にまとめてお受けしたいと思います。

続きまして瀧委員より発表をいただきます。

○瀧委員 (内容略)

○岩原座長 どうもありがとうございました。お二人の発表に対し、何かご質問はございますか。ご質問はございませんでしょうか。特にご質問はないようでございますので、続きまして、事務局より『API 接続チェックリスト』の確定に向けた検討方法(案)についてご説明をいただきたいと思います。事務局の大澤企画部次長にお願いしたいと思います。

○大澤企画部次長 それではお手元に資料4、それから参考資料1および2、チェックリストをご用意いただければと思います。資料4に沿いまして、チェックリストに関する検討をどのように行うことが適切であるかという案をご報告させていただきます。

1 ページ目のまず1番、現状認識に関しましては、もう既にご承知のことかと思しますので、2番の検討手順のところからご説明させていただきます。今回、事務局としましては、検討の方法として2つに分けさせていただいております。第一として、考慮すべき観点を明確にするということ、それから第二としては、その観点に基づいて、どのように検討していくかという2つでございます。

なお、これから申し上げます前提ですが、3番に書いておりますが、本検討会の開催時期として、9月末で終了という短期間を想定したものとなっておりますので、この点も後ほどご審議をお願いしたいと思います。

それでは2ページ目をお願いいたします。論点1「本検討会で取り上げるべき観点及び対応方針は以下の通りで良いか？」というものでございます。観点としましては、表に記載のとおり、6点でございます。

まず項番1、「ユーザーからの要望への対応」でございます。具体的には、ユーザーというのは、金融機関様、それからAPI接続先様でございますが、ITベンダー様もこの中

に含めて考えております。後ほど、具体的にどのような要望が挙げられているかご紹介させていただきます。

それから項番2、「安対基準の改訂への対応」でございます。これは既に出ているテーマですので、これに対してどのように対応するのか検討が必要と考えております。

項番3、「前回検討時の継続検討事項への対応」でございます。1年前のAPI接続チェックリスト（試行版）を策定したときの継続検討としたものに対して対応を検討いたします。

項番4、「API利用に関する契約書との整合性確保」でございます。全銀協様で検討していただいた契約書に関する議論を、チェックリストでどのように考慮すべきか検討いたします。

項番5、「法規制への対応」でございます。銀行法及び内閣府令等、法からの要請事項はないかという観点でございます。

項番6は「維持管理方法」でございます。チェックリストが完成いたしましても、半永久的にそのままいいということはないと考えておりますので、こういったところも検討項目と考えております。

以上、6点になっておりまして、それぞれ1つずつご説明をさせていただきます。

まず項番1、「ユーザーからの要望への対応」でございます。これに関しましては、4ページ目、5ページ目にまとめておりますので、そちらをご覧ください。

ここに記載いたしましたのは、先ほどの廣田委員、瀧委員からの話にも一部重複するかと思います。昨年の6月に試行版を公表して以降、私ども事務局で、おおよそ50社程度の金融機関様、FinTech企業様と直接、あるいは間接的に伺った内容でございます。大きく5つに分類しました。

まず1つ目、「必須項目と任意項目の別に関するもの」でございます。時間が限られておりますので、ポイントになるところをご紹介します。まず1点目でございますが、チェックリスト（試行版）には手法例がございまして、多数挙げております。これはあくまでも手法例という例示ということで多数載せて、いろんな関係者の方に参考にしていただこうと考えておりましたが、ここにございますとおり、取捨選択ということが実際にはなかなか難しいということでございまして、したがって、必須なのかどうなのかということを示してほしいというご要望を、地銀様を中心に多数お寄せいただいております。

もう1つご紹介させていただきますと、この「必須項目と任意項目の別に関するもの」の下から2点目でございますが、例示である「手法例」が「確認すべき項目」であるとの誤解を与えているのではないかとのご指摘をいただいております。

先ほど申し上げたとおり、手法例ですので必要に応じて取捨選択していただければ結構だというふうに考えていましたが、記載されている「手法例」が、あたかも「確認すべき項目」といったように誤解を与えているのではないかとのご意見がありまして、それを解消するためには、表示方法を改善すべきではないかとのご意見があります。今のこのチェックリストの形、表示方法では、そういった誤解を招きやすいのではないかとのご指摘もいただいております。

2つ目ですが、「類似項目に関するもの」でございます。これは表題どおりでございますが、チェックリストには多数、いろいろな手法例が記載してありますが、類似している手法例があるため、統合したほうがいいのではないかとのごことでございます。

また、類似項目を纏めてボリュームを減らしたほうがいいのではないかとのご意見もあります。

3つ目、「可用性に関するもの」でございます。そもそもチェックリスト（試行版）は、参考資料2に書いてございますが、機密性に関しての項目をまとめたものですので、可用性、完全性に関しては、基本的にはこの試行版には載せていないといった状況でございます。可用性に関して、そもそも可用性に関する項目がないというのは問題ではないかとのご指摘をいただいております。

また、可用性に関しては、追加の必要はないという地銀様のご意見もあり、5ページ目の一番上になりますが、可用性に関する記載は時期尚早ではないかとのご意見もあり、実にさまざまなお意見がある状況です。

4つ目ですが、「完全性に関するもの」でございます。こちらも今申し上げた可用性の議論に近いかと思いますが、完全性に関しての項目がないのは問題だ、更新系サービスを考えた場合に確認する必要があるのではないかと、つまり追加する必要があるのではないかとご趣旨のご意見があります。完全性に関する項目を追加して構わないというご意見もちろんありますし、一方、さきほどと同様、時期尚早ではないかとのご意見もございます。

5つ目は、「運用面に関するもの」でございます。ここは実にさまざまなお指摘、ご要望になっております。

1点目は、このチェックリストの使い方ということで、銀行と API 接続先が、どちらからどう出すのかといった手順のような話から始まりまして、2点目には、対応状況や対応予定を記載する自由記入欄がございますが、そこへの記載の粒度が大きく異なって、事務等いろんな面で煩雑となっておりますという趣旨のご指摘があります。

4点目には、○×△、1・2・3というような記載がありますが、地銀様からするとこのチェックリストにはそのような評価の欄がないため、評価の方法はどんな形式でもいいので、評価欄を設けてくれないかといった趣旨のご意見もございます。

一番下の8点目でございますが、FISC から公表させていただいているチェックリストと、従来から各行で使用されている外部委託に関するチェックリストを同時に回答するよう要求されるといったお話で、チェックリストの一本化という要望もいただいております。

以上、FISC としまして、このチェックリストに関して、ユーザー様からのご意見として認識しているものをご紹介させていただきました。

ユーザー様からさまざまなご要望、ご意見を承っておりますが、これらに対する対応方針として、事務局といたしましては、まずは多くのユーザー様から強い要望をいただいている事項を中心に、対応を検討していくことに尽きるのではないかと考えております。

なお、個々に、この要望は対応する、この要望については対応しないという議論は、ワーキンググループの場で具体的にさせていただくものと考えておりますので、この場で、これら個別要望一つ一つに対する要否といったものはご用意しておりません。

次に項番2になります。観点の2番目、「安対基準改訂への対応」でございます。参考資料2をお手元にご用意いただけますでしょうか。

参考資料2は『『API 接続チェックリスト（試行版）』の利用にあたって』ということでご公表をしているものでございますが、こちらの1ページ目で改めてチェックリストの構成をご説明させていただいた上で、今の点を申し上げます。

チェックリストには60項目、機密性に関する項目が載せられていますが、チェックリストの検討段階で整理した共通確認項目の構成を1ページ目の下段に書いております。

大きく3つに分かれておりまして、①「オープン API のあり方に関する検討会」、これは全銀協様が昨年開催したもので、その報告書にある「セキュリティ原則」に基づいて作成した項目が全体の7割以上を占めております。

それからあと、②FISC で開催いたしました「FinTech 検討会」で提言された考え方、及び③FISC が策定する「必要最低限の安対基準」または業界団体の自主基準、こういっ

たものを考えて、チェックリストを当時策定いたしました。

ここで③のタイトルにあります「基礎的な安全対策の管理・運営能力」に関しましてですが、(注)にも書いてございますが、当時「必要最低限の安対基準」というものは検討中でありまして、確定しておりませんでした。この3月に安対基準第9版で基礎基準が定められましたので、それを先読みして当時検討しておりました。ですので、この「必要最低限の安対基準」を踏まえてチェックリストを見直すと当時言っていたことが、さきほどの項番2のところになります。

あと、業界団体の自主基準というキーワードも出ておりましたが、先ほど瀧委員からお話がありました電子決済等代行業者協会様が発足し、自主基準を制定される予定と伺っておりますので、そちらとの関係を整理した上で、チェックリストを見直す必要があると考えております。

それでは項番3についてご説明させていただきます。資料4の8ページ目、別紙3「前回検討時の継続検討事項について」でございます。

項番が5つございまして、1番目が「業界自主基準（規則）の反映」、2番目が「利用のしやすさ」、3番目が「理解のしやすさ」、4番目が「参照系と更新系の別」、5番目が「レベル別」というものです。

1番目は、先ほど安対基準の話でご紹介させていただいたものと同一でございますので、説明は割愛させていただいて、2番目、3番目をまずご説明いたします。2番目と3番目に関しましては、「API 接続チェックリスト（試行版）」策定時から、このチェックリストが、皆にとって利用しやすいものにしなければいけない、理解しやすいものにしなければいけないというお話がありました。

表の下に注書しておりますが、特に小規模な API 接続先に過大な負荷を強いたり、そもそも使用すること自体に賛同が得られないというようなものにはなってはいけない、と当時の議論でもそういう話をしておりましたので、今回、見直しを考える上での観点としております。

それから4番目は、参照系、更新系に分ける話は当時から出ておりまして、チェックリストの試行版は結果的に、参照系の項目、更新系の項目というのを作りませんでした。これに関しても継続検討事項にすべきかと思ひまして、ここに載せさせていただいております。

5番目、レベル別は相当いろんな意見がありましたが、一旦、当時の会議では、最低

限のもの、先ほどの必須・任意の概念と似たような話とお考えいただいて結構ですし、あと、「松・竹・梅」のような3段階ぐらいまではレベル別に分けられたらいいのではないかという議論がございまして、そのあたりも、結果的に当時は答えを出さずにおりました。

こういったところが、前回の継続検討事項として挙げられたものでございます。

今、項番3のことを具体的にご紹介させていただきましたが、これらに関しましては、先ほどお示した項番1「ユーザーからの要望」と重複する部分もあろうかと思っておりますので、項番1と項番3は一緒に検討したらどうかと考えております。

さきほどと同様ですが、個別・具体的な要否に関しても、この後開催するワーキンググループですぐに検討していただくことを考えておりますので、本日は要否そのものの案をお持ちしておりません。

項番4は、全銀協様が開催する「オープン API 推進研究会」において議論されている契約書とこのチェックリストで平仄をとる必要がある箇所があるのかないのか、そういったところを確認する必要があると考えております。

項番5の法規制に関しましては、私どもの事前の調査、確認においては、銀行法及び内閣府令から要請されている事項は現時点ではこのチェックリストにはなく、直接的に見直しは必要ないだろうと考えておまして、そのように対応方針を記載しております。

項番6は維持管理方法ですが、この点に関しては、当然、検討が必要だと思っておりますので、ここに記載しておりますとおり、別途FISCにおいて、このテーマに関しては検討して、第3回の本有識者検討会に上程させていただき、ご審議いただく手順を考えております。

今般設置していただきますワーキンググループですべてを議論していただくと、限られた時間ではすべてをまとめ上げられない可能性があると考えまして、維持管理方法はFISC事務局で対応させていただこうと考えております。

以上、論点1は6つの観点をご提示させていただきまして、なおかつ、それぞれに關しての大方針をお示しして、ご審議いただきたいと思っております。

次に3ページ目、論点2ということで、手順についてご説明をさせていただきたいと思っております。

本検討会は、本日冒頭にありましたとおり、ワーキンググループを設置していただきまして、これから検討の観点及び対応方針についてご審議いただき決定していただければと考えております。そして、その決定していただいた内容に関しましては、ワーキンググ

ループのほうに指示していただくということになります。

具体的な指示内容については、事務局でまとめさせていただいて、ワーキンググループの冒頭に、ワーキンググループの委員の方々にお示ししたいと考えております。

そして、6月11日、来週月曜日にワーキンググループの第1回目を開催し、指示に基づいて計画の策定及び「原案」の検討を早速開始していただきたいと思っております。

8月2日に開催予定の本検討会第2回においてワーキンググループの検討状況を報告させていただきますので、内容をご審議いただき、必要な追加のご指示をいただきたいと思っております。

その指示に基づいてワーキンググループをまた続けまして、9月中旬をめどに「チェックリスト原案」を作成する予定でございます。

そして、さきほど申し上げた維持管理方法に関しましては、FISC事務局で検討し、本検討会第3回、9月下旬になろうかと思いますが、「チェックリスト」の原案及び維持管理方法を上程させていただきますので、精査、ご審議を経て確定いただき、「チェックリスト」公表の決定を本検討会でお願いしたいと思い、事務局として案を作成しております。

なお、今のお手元の資料6ページ目、7ページ目には、この3月の安対基準改訂の主な変更点をまとめております。既にご存じの方が多いと思っておりますので、ご説明は割愛させていただきますが、一番のポイントになるかと思っておりますのは、項番4「基準に関する分類の導入」ということで、「基礎基準」が制定されたところと思っております。

「基礎基準」選定に当たっての考え方は、7ページ目の一番上（注3）に書いておりますが、「基礎基準」に該当するものということで、4つの基準が挙げられております。ご説明は以上となります。

○岩原座長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関するご質問、ご意見など、ございませんでしょうか。Makdad委員。

○Makdad委員 FinTech協会のMakdadです。ユーザーから集まってきたご意見を教えていただきましたが、主にワーキンググループでそういったご意見を検討して、どういうふうにチェックリストの修正を進めていくか議論されると思いますが、例えば、ユーザーからの意見に対してFinTech協会で意見があれば、この有識者検討会で発言することは可能でしょうか。それとも、ワーキンググループに任せたほうがいいでしょうか。

○岩原座長 大澤企画部次長。

○大澤企画部次長 FinTech 協会様以外にも含めてということになりますが、それぞれいろんな、多くの方のご要望事項があるかと思えます。ワーキンググループの委員のご紹介の際、金融機関様については具体的に申し上げましたが、各業態様からのご意見をできるだけ吸い上げさせていただこうと思っております、そういう意味でも金融機関様も、全銀協様とか地銀協様とか、さまざまな協会様にご相談しておりました。

ですので、この場でおっしゃっていただくのも、もちろん結構かと思えますが、ワーキンググループの運営では、各業態様からの意見というところを考慮して運営させていただきたいと思っております。以上です。

○Makdad 委員 わかりました。ありがとうございました。

○岩原座長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。特にございませんか。それでは梅谷委員。

○梅谷委員 アマゾン、梅谷です。論点1の項番1に係する箇所になるかと思えますが、今 Makdad 委員がおっしゃられたことにも関連します。「API 接続チェックリスト」を見ていくと、割と重複が多いというところと、あとはハイレベルな要求事項と具体例が混ざってしまって使いにくいという声は、私はアマゾンのユーザー様の声しかわかりませんが、FinTech 企業様からもいただいていますし、銀行様からも聞こえてくる所です。

例えばこの「API 接続チェックリスト（試行版）」5ページ目の項番 20、21 です。そこにクラウドサービスの活用ですとか、第三者認証の話が出てきます。第三者認証が出てくるのですが、その書きぶりがばらばらであったり、出てくる認証の名称が異なっていたりしますので、この辺を統一しないと、実務的に作業が滞りがちになったり、時間をとられることになるのではないかという印象が大分あります。

それから、細かい点をこの場で申し上げるつもりはないですが、例えば 12 ページ一番下の項番 41、これは「サービスシステムのセキュリティ機能」ということで、データの種類・内容に応じた管理策を実施しようという内容です。手法例の中に「自サービス

で取り扱われるデータのうち、公開されるべきではないデータを列挙可能で」とありますが、列挙して、それからどうするのかという話になりますから、「データのこの重要度の分類を下さい」という具体的な内容が実務的には求められることになると思います。そういう、各項目についてどうなのかなという箇所は結構多いと思います。

次の例ですが、同文の終わりにも、「求められるべきセキュリティレベルを整理して」とありますが、整理した上でそれでどうするのかという項目まで落ちていかないと、何を要求事項、あるいはコントロールとして実装するのかわからなくなってしまいます。よって、この辺、はっきりするような項目を入れるとか、論点1の項番1、それから2にも関連しますが、割と修正が必要ではないかという印象です。

もちろん、まず安全対策基準が確定していない段階での情報がたくさん入っていますので、恐らくその安全対策基準への対応というのを考えて今後整理されていくところも多いかと思いますが。

あとはユーザー様の声ということでもお話がありましたが、具体例が書いてあると、FinTechの有識者検討会でも指摘されましたとおり、字義どおりにそれをやるということに、どうしてもなってしまう傾向があります。例であったとしても、対応しているかどうかという観点で、全部〇にしないといけないという話になりがちです。例であれば、例であると明確に書く、あるいは求められる本質はこうなので、実装の一例としてはこのように何例が存在するなど、そういうわかりやすい、第9版の安全対策基準の委員会でもまきに行われたような、文章の整理ですとか取舍選択が必要ではないかと思います。

それからあとは、第三者認証の確認に関しても、やっぱりセキュリティの強度ですとか監査の質の高さという点で、順番があると思います。例えば保証型監査報告書を一番上にもってきて、次にISOとかJIS Qをもってくる、最後はホワイトペーパーをもってくる、といった議論を安全対策基準の委員会でも行いましたが、同じような整理でわかりやすい分類が必要かと思います。

○岩原座長 大澤企画部次長のほうから何かございますか。

○大澤企画部次長 来週11日に初回を開催しますワーキンググループに向けて、事務局としていろんな意味で議論を進めるためにまとめておりますので、今、梅谷委員からいろいろご指摘いただいたことも含めて、どのように検討していくか考え、進めていきたい

と思います。

○岩原座長 ほかに何かご質問、ご意見はございますか。ございませんか。

もし特にないようでしたら、以上をもちまして議事を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

次に、今後の事務連絡等について、事務局の志村企画部長にお願いいたします。

### 3.事務連絡

○志村企画部長 議事次第をお手元に用意いただけますでしょうか。

1点目は5. 連絡事項のところでございますけれども、本日の内容に対する追加のご意見などがございましたら、この5番のところに書いておりますメールアドレス宛てに、恐縮ですが、1週間をめぐりに電子メールでお寄せいただければというふうに思っております。

2点目は、6. 次回開催予定でございます。次回は8月2日木曜日、時間は同じで、15時45分からFISCの会議室ということで予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3点目は議事録等の扱いでございますけれども、冒頭、部長の宮城からありましたとおり、議事録とこの検討会の配布資料につきましては、前回のFinTech有識者検討会と同様、当センターのホームページで一般に公表させていただきます。議事録は、事務局で作りました後、事前に委員の皆様方、オブザーバーの皆様方にご確認いただきますので、その点、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事録に先立って、既にできている配布資料を公表するという予定でございますので、ご了解ください。

### 4.閉会

○岩原座長 志村部長、どうもありがとうございました。

全体を通して、何かご質問等はございますか。よろしゅうございますか。

特にないようでしたら、これにて「第1回金融機関におけるオープンAPIに関する有

識者検討会」を終了いたします。お忙しいところお集まりいただき、熱心にご議論いただき、まことにありがとうございました。

以上